第　７　号

令和８年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第３号）

（総　則）

第１条　令和８年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

変　更

補　正　前			補　正　後		
事　　項	期　　間	限 度 額	事　　項	期　　間	限 度 額
新規工業用水道事業関係業務	令和９年度 ～令和１１年度	千円 14,242,316	（補正前に同じ）	令和９年度 ～令和１１年度	千円 14,248,116
	年次別内訳 令和９年度 令和１０年度 令和１１年度	 3,476,073 8,880,843 1,885,400		年次別内訳 令和９年度 令和１０年度 令和１１年度	 3,481,873 8,880,843 1,885,400

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬